

令和6年度 特定教育・保育施設等及び認可外保育施設の 指導監査の基本方針及び重点事項

1. 基本方針

特定教育・保育施設等（公立保育所、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園）及び認可外保育施設において、関係通知等に基づく基準等の実施が適正に行われているかどうかを調査し、必要な是正の処置を講ずること等により、特定教育・保育施設等及び認可外保育施設における適正かつ円滑な運営の確保を図ることを目的とし、「新潟市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」、「新潟市認可外保育施設立入調査実施要綱」及び「新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査要綱」に基づき実施するものとする。

2. 指導監査方法

指導監査は、公立保育所、私立保育所、認定こども園については実地監査、地域型保育事業、私立幼稚園については実地指導、認可外保育施設については立入調査により実施する。

（実施基準）

（1） 公立保育所、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園：

原則として2年に1回、指導監査を行う。ただし、指摘件数が多い等問題のある施設や、必要と認める場合は、この限りではない。

認定こども園及び私立幼稚園において、自ら公認会計士又は監査法人による外部監査を受け、その報告書等から大きな問題が認められない場合には、会計監査を省略することができる。

（2） 認可外保育施設：

原則として2年に1回、指導監査を行う。ただし、相当の長期間経営され、かつ、児童の処遇を始めその運営が優良であると認められる場合は3年に1回とすることができる。

なお、指摘件数が多い等問題のある施設や、必要と認める場合は、この限りではない。

（選定方法）

各施設の過去の指導監査結果等を考慮して、実施基準に基づき福祉部福祉監査課・こども未来部幼保支援課が指導監査対象施設等を決定する。

3. 重点事項

過去の指導監査結果及び最近問題となった事項等を考慮して重点事項を定めて指導監査等を実施する。

（1） 公立保育所、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園

ア 指導計画は、園児等の多様性及び発達の連続性を踏まえた具体的なねらい・内容の設定等がされているか。

イ 職員による園児に対する虐待その他の心身に有害な影響を与える行為の未然防止及び発生

時の対応に関する措置がとられているか。

また、発生時の対応、原因究明、再発防止の取り組みが適切に行われているか。

- ウ 安全計画を策定し、当該計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育を実施しているか。
エ 職員に対し、安全計画を周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施しているか。

また、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等の周知を行っているか。

- オ 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられる場合以外は、仰向けに寝かせるなど寝かせ方に配慮しているか。

また、園児を一人にせず、安全な睡眠環境を整えているか。

- カ プール活動や水遊びを行う場合は、監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担が明確にされているか。

- キ 園児の発達段階及び当日の健康状態を把握した調理方法を実践しているか。

また、適切な食事の介助及び観察をすることにより、誤嚥等による窒息のリスクを除去しているか。

- ク 食物アレルギーのある園児に対して生活管理指導表等に基づいて対応が行われているか。

- ケ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育室及び園庭内に置かれていないかなど、保育教諭等による点検が定期的に実施されているか。

- コ 園児の通園、園外における学習のための移動その他園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を適切に確認しているか。

- サ 通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する園児の見落とし防止する装置を装備し、これを用いて園児の所在を適切に確認しているか。

ただし、当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。

- シ 事故発生時にすべての職員が適切な救命処置を行えるよう、実践的な研修及び訓練を実施しているか。

(2) 認可外保育施設

- ア 職員による園児に対する虐待その他の心身に有害な影響を与える行為の未然防止及び発生時の対応に関する措置がとられているか。

また、発生時の対応、原因究明、再発防止の取り組みが適切に行われているか。

- イ 保育に従事する者の数及び有資格者は基準を満たしているか。

- ウ 安全計画を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育を実施しているか。

- エ 職員に対し、安全計画を周知するとともに、安全計画の定める研修及び訓練を定期的に実施しているか。

また、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等の周知を行っているか。

- オ 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられる場合以外は、仰向けに寝かせるなど寝かせ方に配慮しているか。

また、園児を一人にせず、安全な睡眠環境を整えているか。

- カ プール活動や水遊びを行う場合は、監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担が明確にされているか。
- キ 園児の発達段階及び当日の健康状態を把握した調理方法を実践しているか。
- また、適切な食事の介助及び観察をすることにより、誤嚥等による窒息のリスクを除去しているか。
- ク 食物アレルギーのある園児に対して生活管理指導表等に基づいて対応が行われているか。
- ケ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育室及び園庭内に置かれていないかなど、保育教諭等による点検が定期的に実施されているか。
- コ 児童の施設外の活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在の確認をしているか。
- サ 通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する園児の見落とし防止する装置を装備し、これを用いて園児の所在を適切に確認しているか。
- ただし、当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。
- シ 事故発生時にすべての職員が適切な救命処置を行えるよう、実践的な研修及び訓練を実施しているか。